

## 電気学会公印管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 電気学会（以下、学会という）の公印の形状、管理、その他必要な事項を定めるものとする。

### (公印の種類)

第2条 この規程で定める公印の種類および寸法は、別表の通りとする。

### (公印の管理者)

第3条 公印を厳正に管理するために、別表のように公印管理者を置く。

### (公印の保管)

第4条 公印は別表に定める公印管理者が、所定の場所に保管管理する。

2. 公印管理者から公印の管理を任命された場合は、任命されたものが責任を持って管理する。

(補足) 公印管理者が何らかの事由により公印の管理を任命できず不在の場合、公印管理者は次の順で管理を行うことができるものとする。

事務局長が公印管理者の場合、事務局長代理、総務課長の順とする。

なお、公印管理者以外が代行する場合、代行者以外の者の立会いを要する。

### (公印の使用)

第5条 公印使用の責任者は、別表の通りとする。

2. ただし、それぞれの公印使用の責任者がその使用許可を与えた場合は、許可を受けたものが代行できる。

3. 公印を使用した際は、別に定める公印使用簿に使用年月日、使用者名、使用目的などを記載する。

### (印影の印刷)

第6条 特定の文書を大量に印刷する場合で公印が必要な場合は、当該公印の印影を当該文書に印刷して公印の押印に代えることができる。

### (公印の作成、改刻および廃止)

第7条 公印を新たに作成する場合、あるいは改刻および廃止する場合は、その理由を明示して理事会の承認を得なければならない。

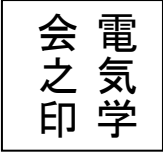
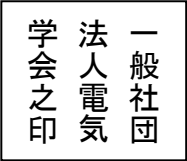
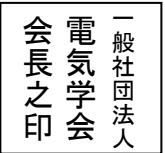
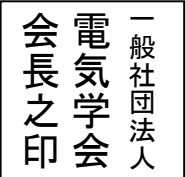
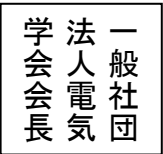



### (その他)

第8条 本規程を改正または廃止する場合は、理事会の承認を必要とする。

### (付則)

1. 平成15年7月17日、理事会において承認制定。

## 別 表

公印名	字 句	寸法 (mm)	公印使用責任者	公印管理者	主な使用範囲
学会印 1		18mm	総務企画理事	事務局長	各種請求業務
学会印 2		23mm	総務企画理事	事務局長	請求業務以外
学会長印 1 (登記印)		20mm	会長	専務理事	学会登記
学会長印 2		25mm	総務企画理事	事務局長	各種賞状
学会長印 3		23mm	総務企画理事	事務局長	各種委員委嘱
銀行印 1		17mm	財務会計理事	事務局長	普通預金届出印
銀行印 2		20mm	財務会計理事	事務局長	当座預金届出印
		17mm			